



SUPPORTING
CHINA
BUSINESS

LT Commerce Consultants (Shanghai) Co., Ltd.

『増値税一般納税者資格認定管理弁法』の若干条項処理意見を明確にすることに関する 通知

国家税務総局

国税函[2010]139号

2010年4月7日

各省、自治区、直轄市および計画単列市の国家税務局：

各地の税務機関が『増値税一般納税者資格認定管理弁法』（以下、認定弁法と略称）をより良く徹底試行するため、総局は認定弁法の若干状況の処理意見を明確にした。ここに以下のように通知するので、これに従い執行されたい。

- 一. 認定弁法第三条でいう年間課税売上額には、納税申告売上額、税務査察追加納付売上額【原文：稽查查補銷售額】、納税評価調整売上額、税務機関代理発行領収書売上額および免税売上額が含まれる。税務査察追加納付売上額および納税評価売上額は、追加納付税額申告当月の売上額に計上し、税金が属する月の売上額に計上しない。
- 二. 認定弁法第三条でいう経営期間とは、納税者の存続期間内の連続した経営期間を指し、売り上げ収入を得ていない月も含む。
- 三. 認定弁法第五条第（一）項でいうその他個人とは、自然人を指す。
- 四. 認定弁法第五条第（二）項でいう非企業単位とは、行政単位、事業単位、軍事単位、社会团体およびその他単位を指す。
- 五. 認定弁法第五条第（三）項でいう課税行為が経常的に発生しない企業とは、非増値税納税者を指す。課税行為が経常的に発生しないとは、その企業に増値税の課税行為がたまたま発生することを指す。
- 六. 認定弁法第八条第（一）項でいう申告時間とは、納税者の課税売上額が小規模納税者基準を超えた月（或いは四半期）が属する申告期間を指す。
- 七. 認定弁法第八条第（二）項では、主管税務機関が作成する『税務事項通知書』の中で、その認定申請に同意すること、一般納税者資格確認に時間を明確に告知しなければならないことを規定している。
- 八. 認定弁法第八条第（三）項第1号では、主管税務機関が作成する『税務事項通知書』の中で、その課税売上額が小規模納税者基準を超える場合、『税務事項通知書』を受け取った後10日以内に、主管税務機関へ『増値税一般納税者申請認定表』



SUPPORTING
CHINA
BUSINESS

LT Commerce Consultants (Shanghai) Co., Ltd.

或いは『増値税一般納税者不認定申請表』を送付しなければならないこと、期限を過ぎても送付しない場合は『中華人民共和国増値税暫定条例実施明細』第三十四条の規定にもとづいて、売上額に応じ増値税税率に照らして課税額を計算し、仕入税額を控除してはならず、増値税専用伝票も使用してはならないと明確に告知しなければならないことを規定している。

納税者が『税務事項通知書』で規定する期限内に、依然として主管税務機関へ『一般納税者資格認定表』或いは『増値税一般納税者不認定申請表』を送付しない場合は、『中華人民共和国増値税暫定条例実施明細』第三十四条の規定にもとづいて、売上額に応じ増値税税率に照らして課税額を計算し、仕入税額を控除してはならず、増値税専用伝票も使用してはならないと明確に告知しなければならない。納税者が上述の資料を送付し、かつ主管税務機関の審査認可を経た後、はじめて執行を停止することができる。

九. 認定弁法第九条第(一)項第3号でいう会計担当者の従業資格証明とは、財政部門が交付する会計従業資格証明を指す。

認定弁法第九条第(三)項でいう实地検査の範囲とは、实地検査を行う必要のある企業の範囲および实地検査の内容を指す。

十. 認定弁法第十一条でいう新たに開業した納税者とは、税務登記日より30日以内に一般納税者資格認定を申請した納税者を指す。